

## II. 薊野地区コミュニティ計画

(まちづくりの目標)

将来像は

温もりとやさしさを育む、  
ふれあいのまち・薊野

(まちづくりの体系)

### 1 浸水のない、ゆとりある住宅のまち・薊野

#### (1)災害に強いまちづくり

- ①浸水対策の充実 ②崖崩れ対策の充実 ③災害時の避難誘導体制づくり

#### (2)安全で快適な道づくり

- ①幹線道路の整備 ②生活（通学）道路の整備 ③交通安全施設の整備
- ④花と緑あふれる道づくり

#### (3)ゆとりある空間づくり

- ①公園・遊び場の整備 ②親しめる水辺環境づくり

#### (4)きれいなまちづくり

- ①ゴミのポイ捨て等、モラル・マナーの徹底 ②地域ぐるみ運動の展開

### 2 人がふれあい、支え合うまち・薊野

#### (1)地域活動の活性化

- ①住民同士の交流の活性化 ②交流の場づくり

#### (2)ボランティア活動の活性化

- ①ボランティア活動の支援

#### (3)高齢者や障害者への応援

- ①健康・生きがいづくりの推進 ②高齢者・障害者世帯への応援

#### (4)青少年活動の活性化

- ①社会参加活動の推進 ②子どもたちに良好な環境づくり

### 3 豊かな自然と文化の香りあふれるまち・薊野

#### (1)自然を残したまちづくり

- ①薊野川・久万川等の水質の浄化 ②薊野川上流の自然環境の保全・活用
- ③北山の自然環境の保全・活用

#### (2)文化の香るまちづくり

- ①史跡の保存・整備 ②文化活動の活性化

## 1 浸水のない、ゆとりある住宅のまち・薊野

近年の急激な市街化の進展により、安全性の確保が最重要課題であり、特に浸水対策としての薊野ポンプ場や都市下水路の整備を促進しなければなりません。同時に現在建設中の四国横断自動車道をはじめとする広域的幹線道路の整備促進とともに、生活道路の整備についての検討の継続、公園や花壇の整備による美しいまちづくり等、快適な住宅地の実現をめざさなければなりません。

### (1)災害に強いまちづくり

#### ①浸水対策の充実

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・ポンプ場整備 ○薊野ポンプ場は、8年4月一部供用開始、9年度末完成を予定
- ・都市下水路 ○薊野都市下水路の幹線水路については順次整備中
- ・排水路・側溝 ○薊野塚ノ原線の整備に合わせて整備を図るとともにその他の排水路について  
浸水対策 ても未整備箇所については順次整備

#### ②崖崩れ対策の充実

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・危険箇所の調査点検 ○建設省の主管で、昭和42年から5年毎に全国一斉に急傾斜地崩壊危険箇所再点検を実施（8年度調査、9年度調査報告）

#### ③災害時の避難誘導体制づくり

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・避難体制 ○地域の実情に応じた防災、避難体制の確立のための自主防災組織の結成にむけて積極的に対応
- ・避難訓練等 ○防災に関する基礎知識と行動力を身につけるため、要望があれば積極的に支援
- ・避難場所 ※避難場所の点検や周知についてマップやパンフレットを作成

### (2)安全で快適な道づくり

#### ①幹線道路の整備

— 他機関への要望 —

- ・国へ要望 ○四国横断自動車道・高知東部自動車道（いずれも現在実施中）
- ・県へ要望 ○五台山道路・薊野塚ノ原線・知寄町薊野線（いずれも現在実施中）  
○旧国道32号線の歩道整備（薊野川から西については、13年に設置予定）

## ②生活・通学道路の整備

### — 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・段差解消 ○8年度までに中央部と潮江の一部を完了、9年度に潮江を実施し、その後交通量の多いところから順次整備
- ・路面補修 ○具体的な要望により、調査し実施
- ・側溝への蓋掛け ○有効幅員4.0m以下の市道については、地元全員の同意があれば側溝整備時に蓋掛けを実施

### — 中長期的に実施すべき事業 —

- ・通学路整備 ○要望等により、危険と思われる箇所について部分的整備を順次実施
- ・二項道路 ○府内で研究チームを編成し、今後の対応のあり方について検討
- ・私道の市道編入 ○第3回私道の市道再編入事業については、8年12月で申し込み受け付けを締め切り、本格的な登記作業を9年度から実施  
○市道認定は、10年度から順次実施

### — 他機関への要望 —

- ・久万川沿いの歩道整備 ○県の許可が必要であり要請  
○堤防を傷めずに施工する必要があり、工法（技術的）、経費面検討が必要

## ③交通安全施設の整備

### — 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・安全施設 ○カーブミラー：信号機、歩道のない事故多発地点に現地調査のうえ設置  
○ガードレール：基本として1.5m以上の高低差のある箇所について整備

### — 中長期的に実施すべき事業 —

- ・交通規制 ○交通規制については、県警本部交通規制課への要望が必要  
地元で具体的な箇所付けが必要

## ④花と緑あふれる道づくり

### — 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・各家庭で花壇 の設置 ○プランターの貸与を実施中（年2回）
- ・花いっぱい会 ※組織化ができれば、20万円を限度に花の種苗の現物支給（9年度対象地域拡大）

### — 中長期的に実施すべき事業 —

- ・植樹帯の整備 ○歩行者専用道路は2m、自歩道なら3m以上の有効幅員確保が必要  
地元で具体的な箇所付けを

一 他機関への要望

- ・並木道の整備 ○センダンが、「市民の木」に指定されたこともあり、県道について、センダン並木の復活を考慮した整備を要望

(3)ゆとりある空間づくり

①公園・遊び場の整備

一 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・遊具・樹木等 ○公園愛護会と話し合いながら、順次整備の整備

一 中長期的に実施すべき事業

- ・菊野公園の早期整備 ○国庫補助の認可を受けながら、今後用地の確保に努めていく
- ・公園空白地 ○借地基準に合致する用地があれば、整備

②親しめる水辺環境づくり

一 他機関への要望

- ・ジョギングコース ○久万川の管理道が整備されている区間であれば、要望場所について管理者である県に要望

(4)きれいなまちづくり

①まのポイ捨て等、モル・マナーの徹底

一 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ゴミのポイ捨て ○「初夏、秋のまちを美しくする運動」「クリーン缶ペーン」活動や市民憲章推進協議会の環境美化運動を推進  
○啓発ビラの配付や、広報紙による啓発活動の実施
- ・ポイ捨て禁止 ○8年4月より「高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を一部改正し、環境重点区域内でのポイ捨て行為に対して罰則規定を設定、今後条例の考え方を基本に全市で美しいまちづくり活動を展開
- ・ペット飼育 ○春、秋の年2回の狂犬病予防注射の際に、啓発用チラシを配付のほか、広報紙によるPRを実施

②地域ぐるみ運動の展開

一 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・一斉清掃 ○地域での一斉清掃等清掃活動については、事前連絡があれば軍手、ゴミ袋の配付やゴミ収集の協力・対応は可能

## 2人がふれあい、支え合うまち・薊野

都市化の進展は、ともすれば人間性を疎外し、良好なコミュニティ形成を妨げる要因となります。交流や連携を深める地域活動の充実、ノーマライゼーションの理念に基づく、高齢者、障害者の生きがいや健康づくり、緊急時を想定したボランティア活動の充実、さらには青少年の健全育成等、温もりを感じるまちづくりをめざさなければなりません

### (1)地域活動の活性化

#### ①住民同士の交流の活性化

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・地域サミットの開催 ○当地区には、一宮・薊野地区を明るく住みよくする会があり、その活動を充実させるための方策について協議

#### ②交流の場づくり

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・集会施設 ○コミュニティ集会所等施設整備事業補助制度による対応と制度のPR充実

中長期的に実施すべき事業

- ・コミュニティセンター ○大規模なコミュニティセンター等の設置については、全市的な視点で検討

### (2)ボランティア活動の活性化

#### ①ボランティア活動の支援

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ボランティア活動 ○活動への意識啓発や情報の収集・提供、活動者の養成・研修、団体間の交流、相談窓口等を主たる機能とした（仮称）ボランティアセンターを設置  
(10年度予定) 全市的に対応を図る

中長期的に実施すべき事業

- ・地域のボランティア ○（仮称）ボランティアセンター設立後に検討の拠点づくり

### (3)高齢者や障害者への応援

#### ①健康・生きがいづくりの推進

##### 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・福祉・保健・
  - 9年度から閉じこもり予防、寝たきり予防を目的に地域交流ミニディサービスを実施することにしており、高知市社会福祉協議会・保健センターとの連携のもとに対応
  - 薊野地区では、一宮の老人福祉センターの活用を検討
  - 福祉・健康相談については、すでに薊野で実施中
- ・各種制度の活用
  - 9年度までに12箇所設置する在宅介護支援センターを通じ、関係者に情報提供を行うとともに、高齢者ガイドブックを作成配付（8年4月市発行）また、広報あかるいまちやテレビ・ラジオの広報番組でもPRを図る
- ・各種教室の開催
  - 現在、一宮中央老人福祉センター、一宮老人福祉センターで、老人福祉講座を開設しており、今後その充実を図る
  - また、各種健康教室も開催しており、今後庁内での連携を図り充実に努める

#### ②高齢者・障害者世帯への応援

##### 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・緊急時の連絡
  - 通常の緊急対応
  - 体制
    - ・医療ケースは、医師との連携が必要であり、かかりつけ医の確保や119番の利用で対応（通報器具の必要な方には、緊急通報装置を支給）
    - ・介護ケースは、在宅支援センターを通じて把握のうえ対応
  - 単身世帯に対する、緊急通報システムの普及
  - 弱者対策の一環として、3年サイクルの独居老人等の防災訪問を継続
  - 大規模災害時における地域の防災、避難・誘導体制づくりは、地域住民が主体となった体制のもとで行うことが最も効果的そのための自主防災組織の育成に積極的な取り組みを実施
- ・声かけ運動
  - 高知市老人クラブ連合会を通じて、地域の各老人クラブが主体となり、要援護高齢者への声かけ運動を実施（シルバーボランティアネットワーク推進事業）

#### (4)青少年活動の活性化

##### ①社会参加活動の推進

###### 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・環境美化活動 ○青少年育成協議会において、ボランティア活動、環境美化活動の運動として取り組んでいるが、今後も地域住民の方々と連携を取り、行政としても可能なかぎり支援
- ・世代交流 ○青少年育成協議会において、仲間づくり活動の一つとして、高齢者の方々と伝承遊びなどを通して、世代間交流を図っている  
今後もその取り組みを支援
- ・関係団体の連携強化 ○一宮地区青少年育成協議会を、7年7月1日付けで一宮、一宮東、泉野、久重の小学校区青少年育成協議会へと組織替えを実施  
これにより、地域に密着した、きめ細かな活動が可能となり、今後も関係諸団体との連携を密にして、取り組みを進めるよう要請

##### ②子どもたちに良好な環境づくり

###### 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・自動販売機の規制 ○12年度までには、自動販売機による酒類の販売の全面中止について、高知県小売酒販連合会で検討  
○タバコ及び酒類の自動販売機による販売の制限については、23～5時まで販売中止を実施中  
○ツーショットダイヤルに関する自動販売機について、県は、8年に「高知県青少年保護育成条例」の一部改正による規制強化及び、新たな条例として「高知県テレホンクラブ等の規制に関する条例」を制定し、9年1月から施行
- ・あいさつ運動 ○一宮、泉野小学校区青少年育成協議会において、取り組みがなされているが、今後も関係団体と連携を取り充実させていくよう要請  
地域への看板等の設置については、要望があれば検討

### 3 豊かな自然と文化の香りあふれるまち・薊野

薊野川や久万川の水質浄化のため、公共下水道の整備促進はもちろん、現在地域で取り組まれている河川の一斎清掃等の活動の充実に努めなければなりません。また、北山の自然環境の保全と活用についても、今後、土地利用を含めた総合的な検討が必要ですし、地域の貴重な財産としての史跡等の保存に努め自然と文化の香りあふれるまちの実現をめざさなければなりません。

## (1)自然を残したまちづくり

### ①薊野川・久万川等の水質の浄化

#### 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・公共下水道 ○下水道計画に基づき、順次整備
- ・河川の清掃 ○浦戸湾・七河川一斉清掃の定着  
○清掃活動の事前連絡があれば軍手、ゴミ袋の配付やゴミ収集の協力・対応は可能  
(両河川とも必要に応じて管理者である県によって主として大きなゴミを中心に清掃を実施している)

### ②薊野川上流の自然環境の保全・活用

#### 実施困難

- ・ホタルやメカの住める環境 ○8年11月に調査の結果、現状では、ホタルの生息は困難  
(上流部の食品製造業者に対し、引き続き水質維持の協力を依頼)

#### 他機関への要望

- ・立岩橋上流の護岸 ○薊野川の整備計画については、久万川合流点～中神母橋間のL=750について高潮対策事業により整備中であるが、それより上流についての整備の計画はないとのこと  
○なお、今後の河川整備については、自然の生態系に配慮した多自然型工法等の採用について管理者である県へ要望

### ③北山の自然環境の保全・活用

#### 中長期的に実施すべき事業

- ・野外活動 ○遊歩道、アスレチックコース、キャンプ場の整備等自然環境の活用については、その可能性も含め総合的に検討
- ・自然環境の保全 ○北山の保全・整備については、土地利用のあり方を含め、関係機関や地権者等との協議を行い総合的に検討

## (2)文化の香るまちづくり

### ①史跡の保存・整備

#### 実施中又は短期に実施予定の事業

- ・史跡等のPR ○史跡や文化財を広く知らせるため、公開や解説書の発行、文化財めぐり等を実施しており、今後とも市民への働きかけ、情報提供を実施

中長期的に実施すべき事業

- ・説明板・案内 ○地元で、具体的な箇所づけなどの取り組みが必要
- 板の設置 ○行政としても歴史の道の選定や解説板、パンフレット発行などの支援は能
- ・史跡めぐり ○コースの設定については、地元における周辺地域を含めた具体的な研究、検討が必要

②文化活動の活性化

中長期的に実施すべき事業

- ・文化施設の建設 ○「支所問題検討委員会」の報告を素案とし、今後、地元と協議設